

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第七条 「略」 2 特定目的信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一 当該特定目的信託に係る主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 三 前二号に掲げるもののほか、当該特定目的信託について重要な会計方針に含まれると判断したもの （会計上の見積りに関する注記） 第七条の四 会計上の見積りに関する次に掲げる事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 一 会計上の見積りにより当該計算期間に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌計算期間に係る計算書類に重要な影響	（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第七条 「同上」 「項を加える。」 「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	を及ぼす可能性があるもの 二 当該計算期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 第七条の五・第七条の六 「略」 (収益認識に関する注記) 第九条の二 特定目的信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 一 当該計算期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二 収益を理解するための基礎となる情報 三 当該計算期間及び翌計算期間以降の収益の金額を理解するための情報 2 前項に掲げる事項が第七条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。 第七条の四・第七条の五 「同上」 「条を加える。」
---------------------------	--

[

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（注記表の区分） 第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 「一〇三 略」 四 会計上の見積りに関する注記 五〇十三 「略」 十四 収益認識に関する注記 十五 「略」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第五十五条の五 「略」 2 委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一 当該委託者指図型投資信託に係る主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容	（注記表の区分） 第五十五条の三 「同上」 「一〇三 同上」 「号を加える。」 四〇十二 「同上」 「号を加える。」 十三 「同上」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第五十五条の五 「同上」 「項を加える。」

- 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該委託者指図型投資信託について重要な会計方針に含まれると判断したもの

(会計上の見積りに関する注記)

第五十五条の五の四 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 会計上の見積りにより当該計算期間に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌計算期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- 二 当該計算期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額
- 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

第五十五条の五の五・第五十五条の五の六 「略」

(収益認識に関する注記)

第五十五条の十の二 収益認識に関する注記は、委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 当該計算期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基

「条を加える。」

第五十五条の五の四・第五十五条の五の五 「同上」

「条を加える。」

づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二 収益を理解するための基礎となる情報 三 当該計算期間及び翌計算期間以降の収益の金額を理解するための情報 2 前項に掲げる事項が第五十五条の五の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。	備考 表中の「」の記載は注記である。
--	---------------------------

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（注記表の区分） 第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 「一〇四 略」 五〥 会計上の見積りに関する注記 六〇十七〥 「略」 十八〥 収益認識に関する注記 十九〥 「略」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第五十二条 「略」 2〥 特定目的会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一 当該特定目的会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主要義務の内容	（注記表の区分） 第四十九条 「同上」 「一〇四 同上」 「号を加える。」 五〇十六〥 「同上」 「号を加える。」 十七〥 「同上」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第五十二条 「同上」 「項を加える。」

- 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該特定目的会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(会計上の見積りに関する注記)

第五十二条の四 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- 二 当該事業年度に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額
- 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

第五十二条の五・第五十二条の六 「略」

(収益認識に関する注記)

第六十条の二 収益認識に関する注記は、特定目的会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基

「条を加える。」

第五十二条の四・第五十二条の五 「同上」

「条を加える。」

づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二 収益を理解するための基礎となる情報 三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 2 前項に掲げる事項が第五十二条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。	
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（注記表の区分） 第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 「一〇四 略」 五〥 会計上の見積りに関する注記 六〇十八〥 「略」 十九〥 収益認識に関する注記 二十〥 「略」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第六十一条 「略」 2〥 投資法人が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一 当該投資法人の主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容	（注記表の区分） 第五十八条 「同上」 「一〇四 同上」 「号を加える。」 五〇十七〥 「同上」 「号を加える。」 十八〥 「同上」 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） 第六十一条 「同上」 「項を加える。」

- 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該投資法人が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(会計上の見積りに関する注記)

第六十一条の四 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 会計上の見積りにより当該営業期間に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌営業期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- 二 当該営業期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額
- 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

第六十一条の五・第六十一条の六 「略」

(収益認識に関する注記)

第六十九条の二 収益認識に関する注記は、投資法人が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該営業期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基

「条を加える。」

第六十一条の四・第六十一条の五 「同上」

「条を加える。」

づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二 収益を理解するための基礎となる情報 三 当該営業期間及び翌営業期間以降の収益の金額を理解するための情報 2 前項に掲げる事項が第六十一条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。	備考 表中の「」の記載は注記である。
--	---------------------------

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（次項において「新特定目的信託財産計算規則」という。）第七条第二項及び第九条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新特定目的信託財産計算規則第七条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）第五十五条の三第十四号、第五十五条の五第二項及び第五十五条の十の二（こ

これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新投資信託財産計算規則第五十五条の三第四号及び第五十五条の五の四（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（次項において「新特定目的会社計算規則」という。）第四十九条第十八号、第五十二条第二項及び第六十条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新特定目的会社計算規則第四十九条第五号及び第五十二条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に

終了する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（次項において「新投資法人計算規則」という。）第五十八条第十九号、第六十一条第二項及び第六十九条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新投資法人計算規則第五十八条第五号及び第六十一条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算関係書類について適用し、同日前に終了する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。